

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年6月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市市税賦課徴収 条例等の一部を改正 する条例	市税について、次のような改正を するものです。 (1) 法人市民税率の引下げ等 (2) 軽自動車税率の引上げ (3) 浸水防止用設備等に係る固 定資産税の特例措置	平成26年 6月議会 議案 第79号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収等に関するものである ため(実施要綱第3条第1項第2号括弧 書に該当)	納税課 089- 948-6265
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市非常勤消防団 員に係る退職報償金 の支給に関する条例の 一部を改正する条例	非常勤消防団員に係る退職報 償金の支給額を引き上げるもの です。	平成26年 6月議会 議案 第80号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 非常勤職員の退職報償金に関する条 例であり、実施要綱第3条第1項各号の いずれにも該当しないため	消防局 総務課 089- 926-9229
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市火災予防条例 の一部を改正する条例	多数の者の集合する催しに係る 火災予防上必要な事項を定める ものです。	平成26年 6月議会 議案 第81号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため (実施要綱第3条第2項第2号に該当)	消防局 予防課 089- 926-9245
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年6月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
4	松山市福祉事務所設置条例及び松山市特別会計条例の一部を改正する条例	母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。	平成26年 6月議会 議案 第82号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3 条第2項第1号に該当)	子育て 支援課 089- 948-6418
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市母子家庭医療費の助成に関する条例及び松山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	(1)父子家庭を医療助成の対象とするとともに支給要件を適正化するものです。 (2)入院した全ての小学生を医療助成の対象とするものです。	平成26年 6月議会 議案 第83号	パブリック コメント	H 26. 3.18 ～26. 4.16	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	子育て 支援課 089- 948-6888
				パブリック コメント 以外の手続	H25.12.19 ・ H26. 1.30	社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、現任の児童福祉専門分科会委員の意見を聴きました。	
6	松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。	平成26年 6月議会 議案 第84号	パブリック コメント	H26.4.8 ～26.5.7	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	子育て 支援課 089- 948-6411
				パブリック コメント 以外の手続	H26.3.28	社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、現任の児童福祉専門分科会委員の意見を聴きました。	
7	松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設等の運営に関する基準を定めるものです。	平成26年 6月議会 議案 第85号	パブリック コメント	H26.4.21 ～26.5.20	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	保育・ 幼稚園課 089- 948-6872
				パブリック コメント 以外の手続	H26.4.24 ～26.5.12	松山市社会福祉審議会の委員等から意見を聴きました。	

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年6月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
8	松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制等に関する基準を定めるものです。	平成26年 6月議会 議案 第86号	パブリック コメント	H26.4.21 ～26.5.20	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	保育・ 幼稚園課 089- 948-6872
				パブリック コメント 以外の手続	H26.4.24 ～26.5.12	松山市社会福祉審議会の委員等から意見を聴きました。	
9	松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。	平成26年 6月議会 議案 第87号	パブリック コメント	H26.4.21 ～26.5.20	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	保育・ 幼稚園課 089- 948-6872
				パブリック コメント 以外の手続	H26.4.24 ～26.5.12	松山市社会福祉審議会の委員等から意見を聴きました。	
10	松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	児童福祉法等の改正に伴い、特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に次の事項を追加するものです。 (1) 措置保育に関する事項 (2) 施設運営に関する内部規程の作成、業務の自己評価等	平成26年 6月議会 議案 第88号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 本条例の改正内容は、「松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」と同等の基準を定めるものであり、同条例についてパブリックコメントを実施しているため	保育・ 幼稚園課 089- 948-6872
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年6月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条 例 名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
11	松山市駐車場条例の一部を改正する条例	松山市中之川地下駐車場等に指定管理者による利用料金制度を導入できるように規定を整備するものです。	平成26年 6月議会 議案 第89号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	総合 交通課 089- 948-6445
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、
必要な事項を公表する ⇒ 市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒ 提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、
という一連の手続をいいます。